平成２６年（フ）第１０８０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目88番地
フェリス201号
破産者　福島　一晶
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６０号
福岡県糸島市曽根653番地８
破産者　黒石　尚登
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８９号
宮城県名取市高舘熊野堂字五反田103番地の13
破産者　佐藤　博之
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６７号
宮城県宮城郡利府町中央１丁目12番地９　レオネクストサンシャインリフ208
破産者　川村　優太
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
山梨県南都留郡忍野村忍草3218番地１　ロイヤル山中湖ハイム405号、前住所茨城県つくば市中別府591番地86
破産者　栗野　　勝
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
茨城県土浦市真鍋２丁目12番16号　マイステージ６番館201
破産者　髙橋　克巳
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
茨城県つくば市上横場2257番地14
破産者　皆川よね子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８８号
新潟県長岡市千手２丁目７番３号　アマダム110号室、前住所栃木県佐野市大橋町1987番地17
破産者　今井　英也
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第８９号
新潟県長岡市千手２丁目７番３号　アマダム110号室、前住所栃木県佐野市大橋町1987番地17
破産者　今井　静子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３４３号
埼玉県越谷市千間台西５丁目26番地13　リビエール千間台101号、旧住所埼玉県草加市八幡町803番地２　シャルマン八幡101号
破産者　塚田　俊文
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２０号
東京都足立区栗原四丁目24番９―302号、開始決定時の住所埼玉県草加市柳島町420番地１　パークアベニューウエストＦ―101号
破産者　宮嶋　節雄
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
埼玉県八潮市大字大曽根630番地１　レオパレスシャルマン302、旧住所埼玉県八潮市大字大瀬191番地
破産者　藤郷　順一
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
静岡県沼津市大岡731番地、前住所静岡県沼津市大岡1287番地の２　コーポ青木103
破産者　遠藤　　学
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７０１号
広島市中区橋本町２番12―201号、住民票上の住所広島市中区橋本町２番19―201号
破産者　幸鮨ことハピネスこと　橋岡　幸一
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７号
松山市土居田町337　コーポラス須山101号室、住民票上の住所愛媛県南宇和郡愛南町久良392番地33
破産者　稲田　祐二
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１３９０号
福岡市中央区渡辺通５丁目10番４号
破産者　中野　正樹
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１６号
福岡県朝倉市屋永3310番地１　深町コーポⅡ207号
破産者　吉田　武彦
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部